



税関における 知的財産侵害物品の水際取締りについて

財務省関税局業務課知的財産調査室

目 次

1. 日本税関における水際取締り
2. 令和6年の知的財産侵害物品の差止状況
3. 権利者及びECプラットフォーマーとの協力関係の強化



カスタム君
(税関マスコットキャラクター) 2

目 次

1. 日本税関における水際取締り
2. 令和6年の知的財産侵害物品の差止状況
3. 権利者及びECプラットフォーマーとの協力関係の強化



カスタム君
(税関マスコットキャラクター) 3

知的財産侵害物品に係る関税法の規定

- 知的財産を侵害する物品の輸出、輸入及び領域の通過は、関税法によって禁止されている。(第69条の2、第69条の11、第30条及び第65条の3等)
- 知的財産侵害物品を輸出した者若しくは輸出しようとした者、輸入した者若しくは輸入しようとした者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し又はこれを併科される。(第108条の4第2項及び第3項、第109条第2項及び第3項)
- 侵害物品の範囲は、関係省庁が管轄するそれぞれの知的財産法によって定義されている。

関税法第69条の11第1項
(輸入してはならない貨物)
麻薬等の不正薬物、けん銃等...

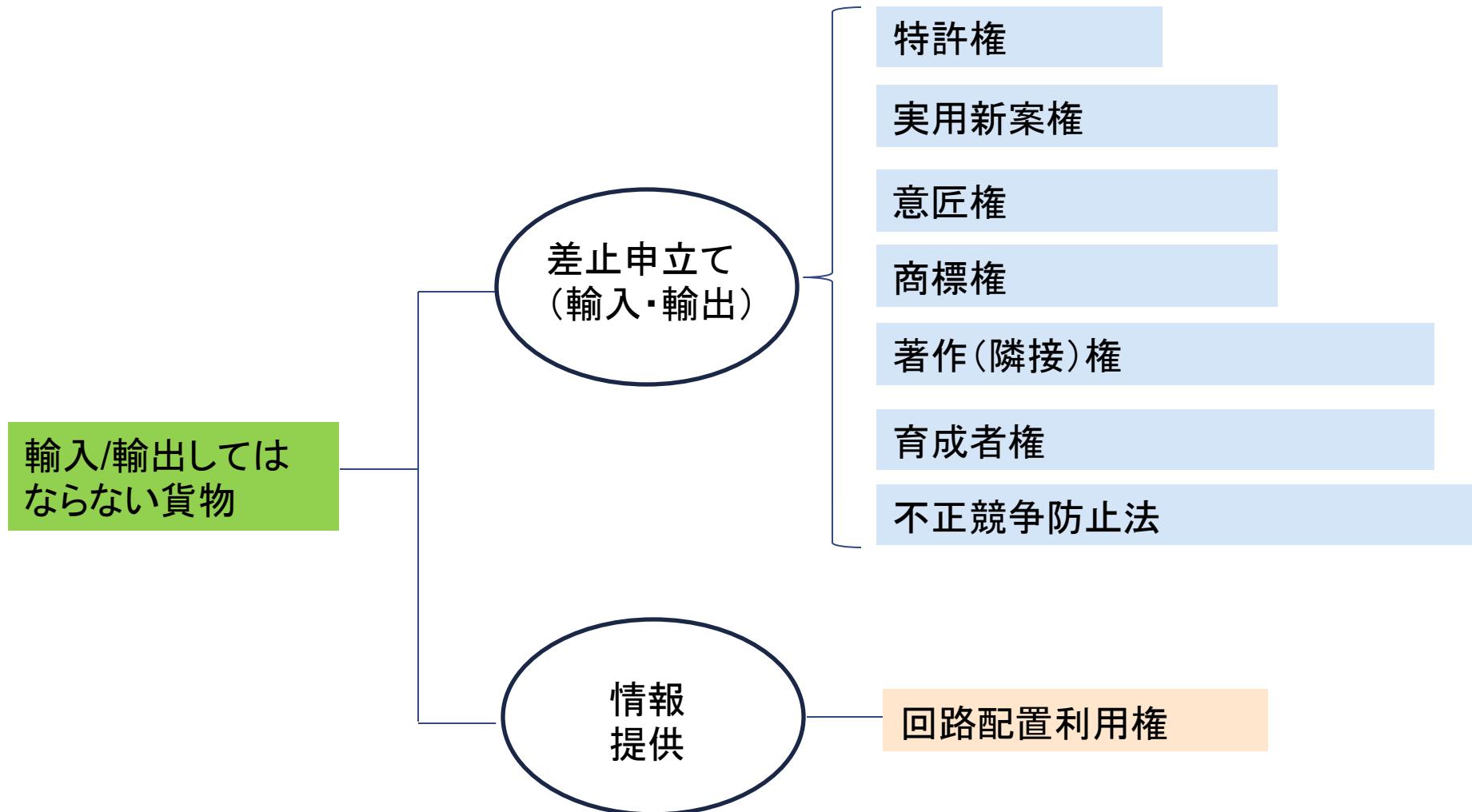
第69条の11第1項第9号、第9号の2号、第10号
知的財産侵害物品

IPRの定義は?

「侵害」とは?

それぞれの知的財産法
に規定されている。

水際取締りの対象となる範囲



(注)輸出の回路配置利用権は対象外。

差止申立て制度

1. 権利者(知的財産権を有する者又は不正競争差止請求権者)であること
2. 権利の内容に根拠があること (不正競争防止法に係る申立ての場合は、経済産業大臣の意見書又は認定書が必要)
3. 知的財産が侵害されているか、侵害される可能性があること。
4. 税関が知的財産の侵害の事実を確認できるか
5. 税関検査において侵害物品であることを識別できる情報

Yes

No

受理

有効期間:最長4年
(更新可能)

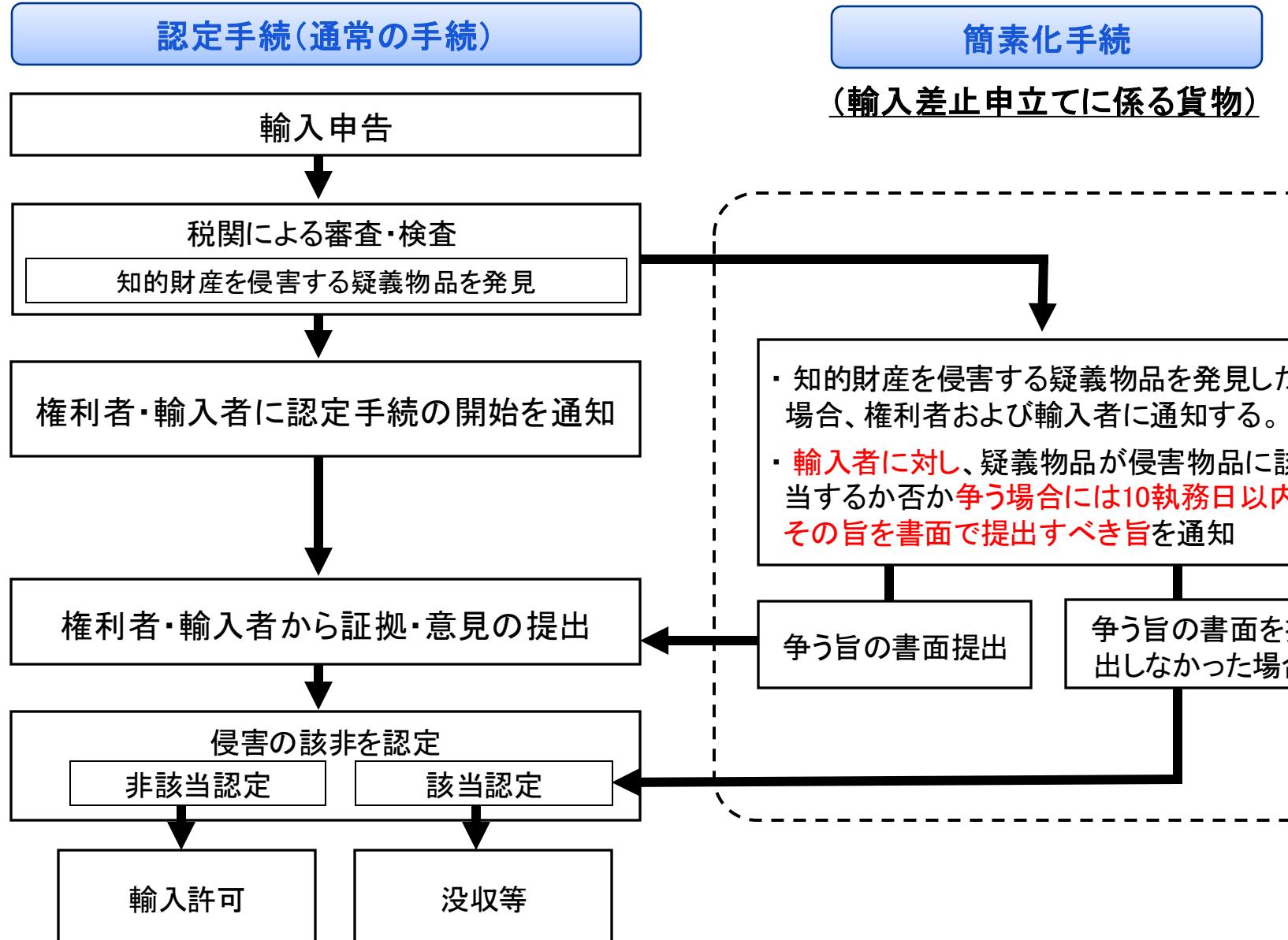
不受理

輸入差止申立て件数

	2020	2021	2022	2023	2024	構成比	新規
特許権	25	34	34	34	36	4.6%	5
実用新案権	0	0	0	0	0	-	0
意匠権	126	123	124	127	144	18.4%	18
商標権	421	434	454	477	503	64.4%	41
著作権	90	90	93	90	92	11.8%	6
著作隣接権	33	18	6	4	1	0.1%	0
育成者権	1	1	1	1	2	0.3%	1
不正競争防止法違反物品	3	3	4	3	3	0.4%	2
合計	699	703	716	736	781	100%	73

※輸出差止申立て件数:12件(商標:10件、意匠:2件)

認定手続のフロー



知的財産侵害物品の認定手続開始実績

- 簡素化手続の効果 -

- 簡素化手続は、認定手続の約80～90%を占めている。
- 簡素化手続は、権利者の負担軽減に貢献していると思料される。

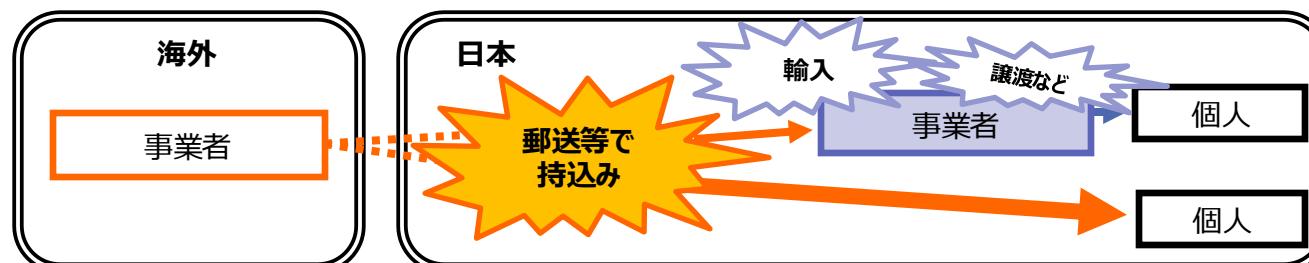
	2022		2023		2024	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
認定手続	32,033	100%	32,869	100%	34,253	100%
通常の手続	5,185	16.2%	5,304	16.1%	5,807	17%
簡素化手続	26,848	83.8%	27,565	83.9%	28,446	83%
輸入者による争う旨 の申し出	4,325	13.5%	1,267	3.9%	828	2.4%

海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締り強化

背景

- 近年、電子商取引の発展等を背景に、「海外の事業者」が「国内の個人」に対し、少量の模倣品を郵便等で直接販売し、送付する事例が急増している。
 - 商標権・意匠権を侵害する物品は税関での没収等の対象となるが、商標権等の侵害となるのは事業性のある行為に限られるため、個人使用目的で模倣品を輸入する行為には商標権等の侵害が成立せず、こうした輸入に係る物品は、税関での没収等の対象となっていました。
- 2021年5月に施行された改正商標法・意匠法では、海外事業者が郵便等を利用して模倣品を日本に持ち込むことを商標権や意匠権の侵害と規定した。
- 2022年3月に関税法が改正され、2022年10月以降、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。

改正商標法及び意匠法の概要



改正により権利侵害となることが明確化された行為



改正前から権利侵害とされていた行為

目 次

1. 日本税関における水際取締り
2. 令和6年の知的財産侵害物品の差止状況
3. 権利者及びECプラットフォーマーとの協力関係の強化

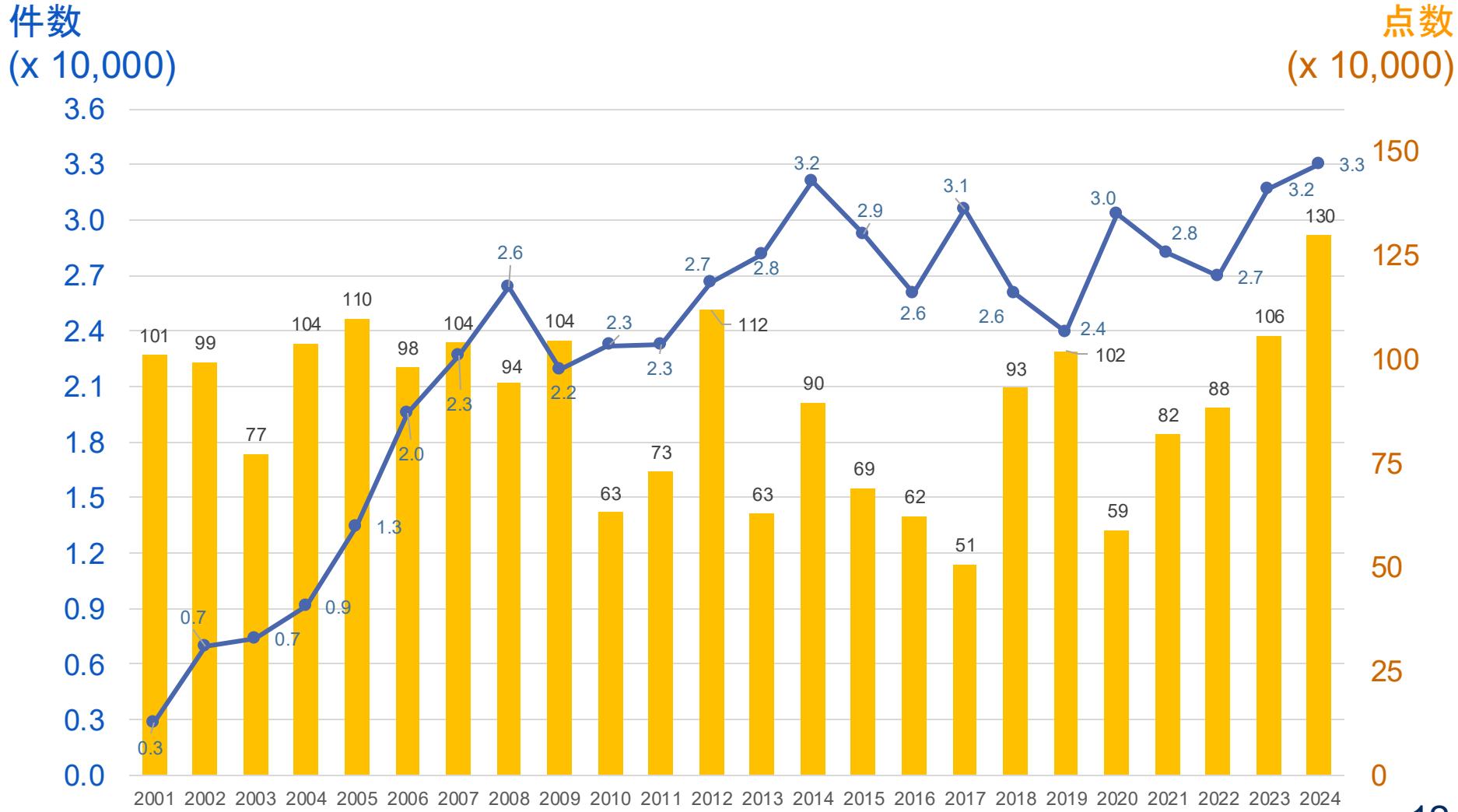


カスタム君

(日本税関のマスコット)

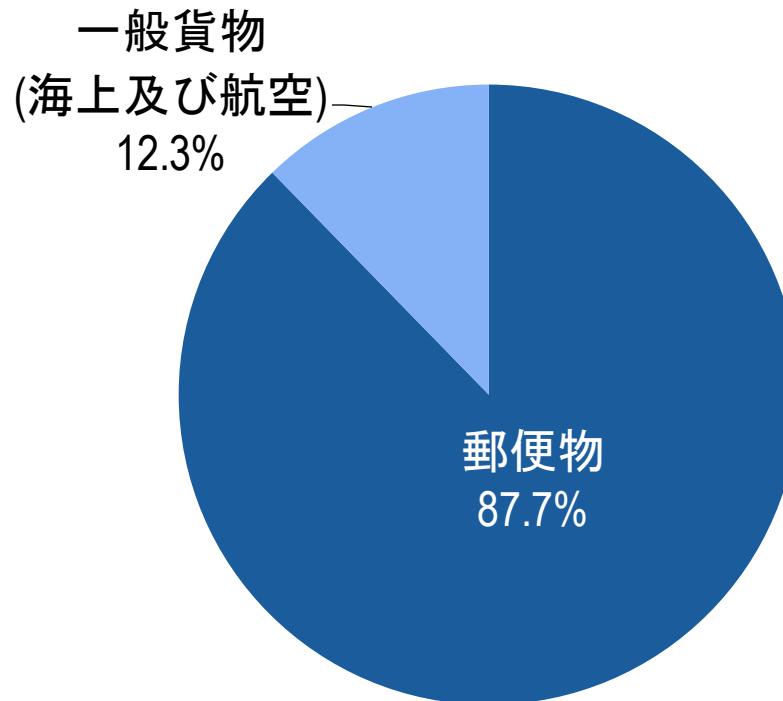
知的財産侵害物品の差止状況

輸入, 2001-2024

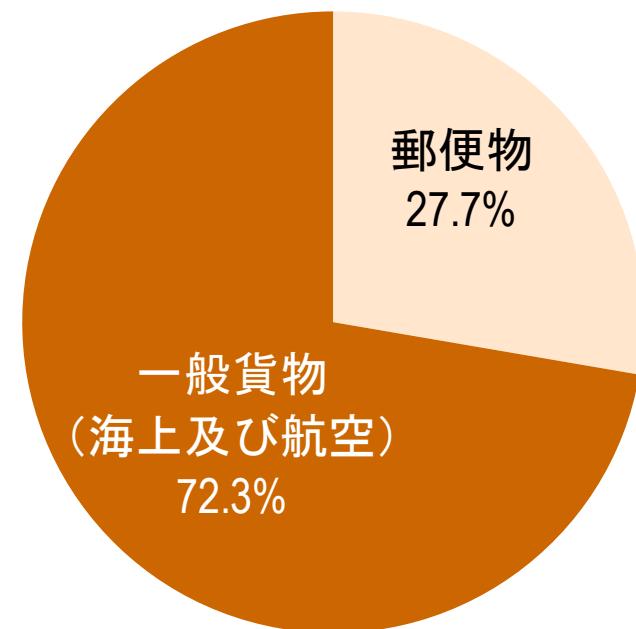


知的財産侵害物品の差止状況 輸送形態別, 2024

件数ベース



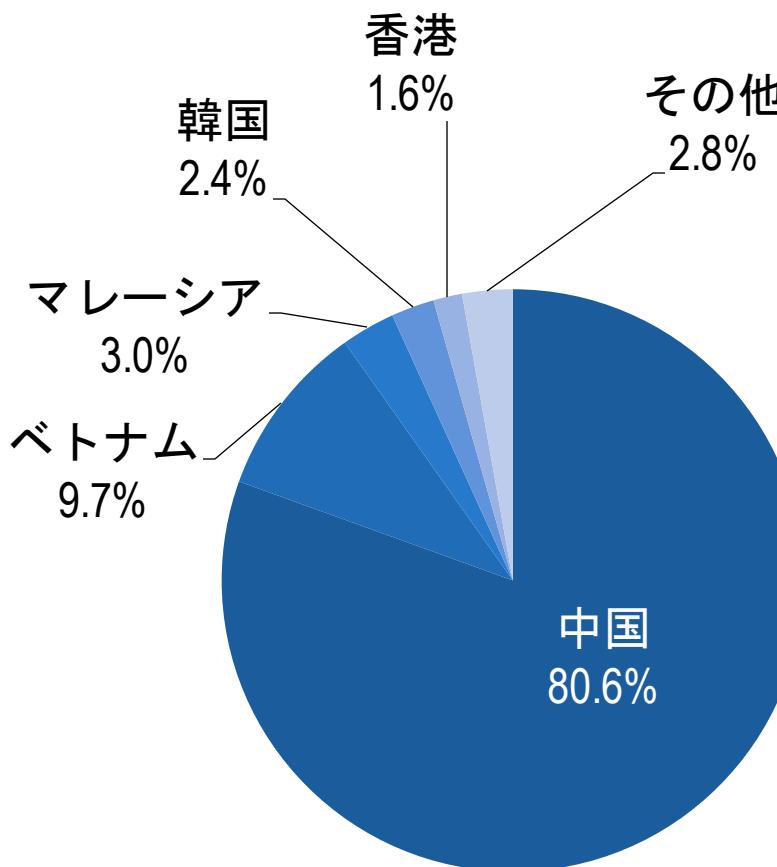
点数ベース



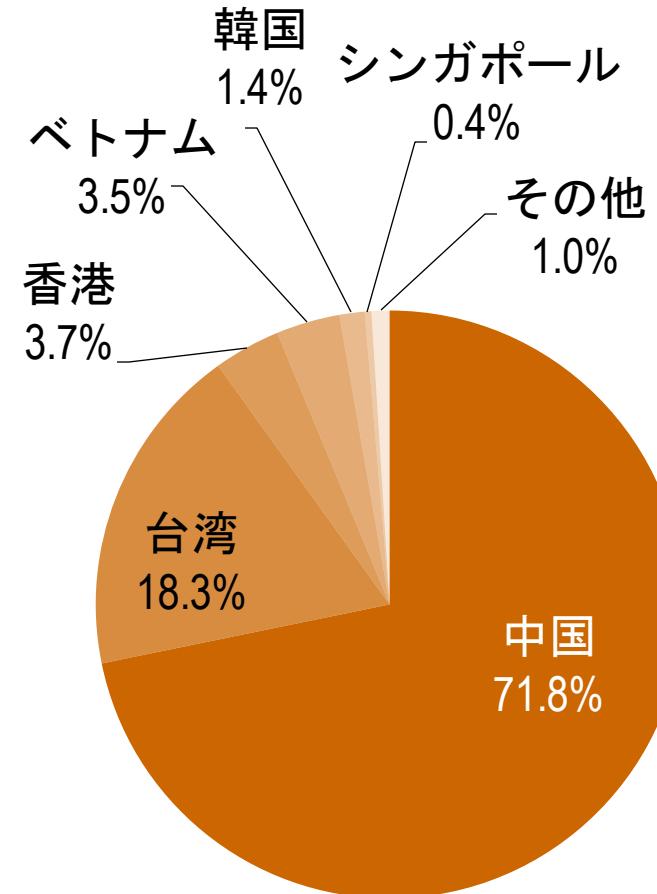
知的財産侵害物品の差止状況

仕出し国/地域別、輸入, 2024

件数ベース



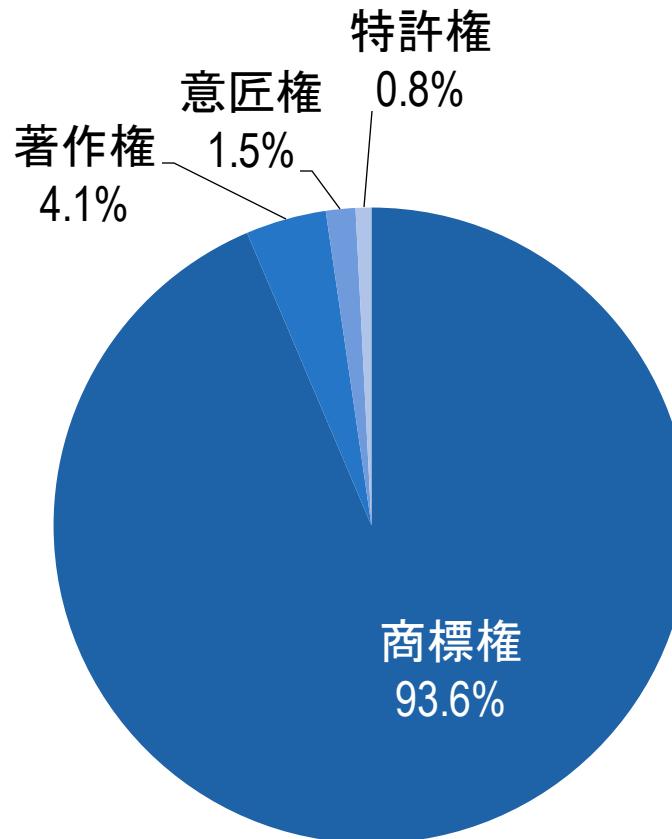
点数ベース



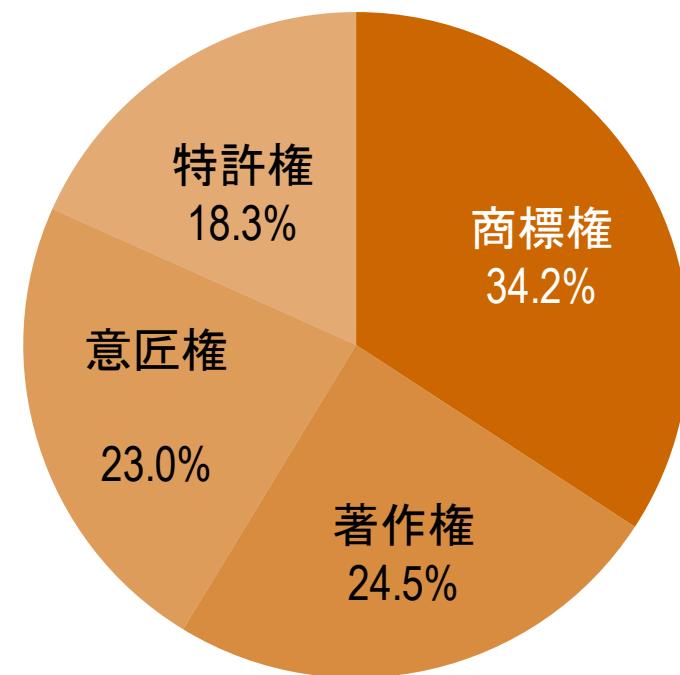
知的財産侵害物品の差止状況

権利別、輸入、2024年

件数ベース



点数ベース



目 次

1. 日本税関における水際取締り
2. 令和6年の知的財産侵害物品の差止状況
3. 権利者及びECプラットフォーマーとの協力関係の強化



カスタム君

(日本税関のマスコット)



権利者との協力・連携

- 権利者等からの情報提供(差止申立て)に基づく積極的な水際取締りの実施
- 税関職員への知的財産侵害物品を識別するための研修(真贋識別研修)の充実
- 水際取締りに係る権利者等の利便性向上(簡素化された認定手続の拡大と書面の電子化等)



ECプラットフォーム事業者との協力・連携

近年ECサイト等を利用した模倣品の取り引きが急増しており、財務省関税局・税関はECプラットフォーム事業者との対話を拡大している。

水際取締りに係る協力に関する覚書



主要要素：

税關における知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力；

- 両者の協力関係の強化方法について共同して検討していくこと
- 両者が抱える課題と問題点の相互理解に努め、有意義な情報交換を促進すること



ご静聴ありがとうございました。